

廓門貫徹『新臻註輔教編』について

小 早 川 浩 大

一 はじめに

近世曹洞宗の廓門貫徹（幽峰玄玄法嗣、？～一七三〇）の『新臻註輔教編』は、北宋の仏日契嵩（一〇〇七～一〇七二）の『夾註輔教編』に対する註釈書である。本書は廓門による『夾註輔教編』の講義録をもとに貞享三年（一六八六）に刊行された。廓門には他にも註釈書が存するが、本書はその初期にあたる。そこで、本書における註釈を検討し、廓門が本書を刊行した背景について考察する。

二 廓門貫徹の生涯

廓門に関する灯史はなく、自身の著作に付される序や跋のほか、曹洞宗寿昌派の灯史『寿昌正統録』（一七五九）にみえるのみである。⁽¹⁾それらから廓門の動静を確認すると、若き日に独庵玄光（一六三〇～一六九八）に参じ、その後、来朝した曹洞宗寿昌派の東皐心越（一六三九～一六九五）に参じている。

について

貞享三年（一六八六）、『新臻註輔教編』を刊行している。元禄元年（一六八八）、黒羽山大雄寺（栃木県大田原市）第一三世となり、同九年（一六九六）に退董して正法寺（栃木県大田原市、廃寺）へ入寺する。そして、宝永七年（一七一〇）、北宋の覚範慧洪（一〇七一～一二二八）の『石門文字禪』に註釈を付した『註石門文字禪』を刊行した。また、晩年は天龍山正覚寺（東京都荒川区）第七世となり、享保一四年（一七二九）、独庵玄光（一六三〇～一六九八）の『護法集』に註釈を加えた『護法集碎金』を刊行、翌一五年（一七三〇）に示寂した。その間、曹洞宗の卍山道白（一六三六～一七一五）、臨済宗の無著道忠（一六五三～一七四四）、黄檗宗の月潭道澄（一六三六～一七二三）、曹洞宗寿昌派の蘭山道昶（一六四九～一七四二）など各宗派の禅僧との交流がみられる。⁽²⁾

三 『夾註輔教編』と『新臻註輔教編』

『新臻註輔教編』（以下、『新臻註』）は『夾註輔教編』⁽³⁾（以下、『夾

廓門貫徹『新臻註輔教編』について（小早川）

一八六

註」に対する註釈書である。そもそも『夾註』は、仏日契嵩が自身の著である『輔教編』に対し、自ら註釈を附したものである。『輔教編』は「原教」「勸書」「広原教」「孝論」「壇經賛」「真諦無聖論」の六編からなるが、『夾註』では後世に付加された「真諦無聖論」を除く五編に対する註釈となっている。この『夾註』に廓門が註釈したものが本書であり五冊一〇巻からなる。

東皐心越による序には、「茲に廓門首座に因つて重ねて臻註を加え、復た葉を新たにする也」とある。

また、自身の跋文には、掛錫していた長崎県諫早の坤松山天祐寺の山主の命により『夾註』を講じたこと、また、その際用いた『夾註』には誤謬が多く、校訂しながら三年間をかけて講義したこと、そして、その講義録が三年間のうちに破損したことから、これを契機として刊行したことが記される。本書には『夾註』の本文はなく、註記のみの掲載である。その一例をあげると以下のとおりである。

〔先儒下〕白虎通号ノ下曰ク、「皇トハ者何謂也。亦タ号ナリ也。皇ハ君ナリ也、美ナリ也、大ナリ也。天ノ之総、美大称也。時質ノ故ニ総レ之ヲ也。号レ之ヲ為ルハ皇ト者、煌煌ト人莫レ違也。煩シ一夫一擾シ一士ヲ、以テ勞スルヲバ天下ヲ、不ズ為レ皇ト也。不ズ擾サ匹夫匹婦ヲ、故ニ為レ皇ト。故ニ黄金ヲ棄ニ於山ニ、珠玉ヲ捐ニ於淵ニ、巖居穴処シ、衣ニ皮毛ヲ、飲ニ泉液ヲ、吮ニ露英ヲ、虚無寥廓トシ、与ニ天地一通靈也。号ガ言ヲ為レ帝ト者何ゾ。帝ハ者、諦ナリ也。象可シ承ク也。王者往ナリ也、天下ノ所ナリ

歸往スル云云。三皇トハ者何ゾヤ謂也。謂ク伏羲、神農ト燧人トナリ也。或ハ曰ク、伏羲ト神農ト祝融ナリ也、礼曰ク、伏羲ト神農ト祝融ト三皇ナリ也。〔謂ニ之ヲ伏羲ト者何ゾ。古之時未ダ有ニ三綱六紀、民人但知ニ其ノ母ヲ不ズ知ニ其父ヲ、能ク覆レ前ヲ不能覆レ後ヲ、臥スサハ之ヲ法起ルサハ之ヲ吁タル饑ニ即求食ヲ、飽ケバ即棄余ヲ、茹毛ヲ飲血ヲ而衣ニ皮革ヲ。於是伏羲仰觀ニ象ヲ於天ニ、俯察ス法ヲ於地ニ、因ニ夫婦正ニ五行ヲ、始ニ定ニ人道ヲ、画ニ八卦ヲ以テ治ム下ヲ、治レ下ヲ伏ノ而化ス之、故ニ謂ニ之ヲ伏羲ト也。謂ニハ之ヲ神農ト何ゾ。古ノ之人民皆食ニ禽獸ノ肉ヲ、至ニ於神農ニ人民衆多シ禽獸不ズ足、於是神農因ニ天之時ニ、分ニ地利ヲ、制ニ耒耜ヲ、教ニ民ニ農作ヲ、神ヲ而化ス之ヲ。使シム民ヲ宜シ之ヲ。故ニ謂ニ之ヲ神農ト也〕云云。（卷一——五左——一六右）

これは『輔教編』の章題「原教」に対する註釈のひとつで、太字が『夾註』の本文にあたる。廓門は『夾註』の本文を踏まえ、漢の班固撰『白虎通徳論』卷一「号」項の記述により註釈としている。

また、註釈のなかでは本文校訂もおこなっている。

〔礼記中庸〕『礼記註疏』第五十二卷中庸ノ編ニ曰ク、舜ハ其レ大知也与。舜好問ヲ而好テ察ニ邇言ヲ隱レ惡ヲ而揚ク善ヲ執ニ其ノ兩端ヲ用ニ其ノ中ヲ於民ニ其レ斯ヲ以テ為レレ。舜ト乎。漢鄭氏ガ註ニ曰ク邇近ナリ也。近言ナレバ而善ク易シ以テ進ミ又察ノ而行レレ之ヲ也。兩端トハ過トナリ不及也。用ニ其ノ中ヲ於民ニ賢ト与レ不肖、皆能ク行レレ之ヲ也、斯ハ此ナリ也、其ノ徳如シ此ノ。乃チ号ノ為レ舜ト。舜之言ハ充也。孔穎達ガ正義ニ曰ク、按ズルニ諡法ニ言ク、受禪成功曰舜ト、又云、仁義盛明曰舜ト、皆是レ道德充滿之意、故ニ言レ舜ト、為レ充ト也。愚ガ曰、夾註ノ人字当ニ作レ又ニ。

(卷二一三〇右左)

『夾註』の本文にある「邇、近也。近言而善、易以進人、察而行之也」に対し、『礼記註疏』五二卷「中庸」の記述を確認し、「愚が曰く、夾註の人の字、当に又に作るべし」として文字を訂正する。廓門自身のコメントは本文校訂のほか、引用箇所等が確定されないものについて、「愚按」「愚曰」として付されている。

以上のような形式をもって、廓門は仏典や禅籍・漢籍など多数の文献を用いて註釈・校訂をしている。

四 『冠攷夾註輔教編』について

『夾註輔教編』に対する註釈書として臨済宗の梁巖南湛(不詳)による『冠攷夾註輔教編』一〇卷(一六九六、以下『冠攷』)がある。これは冠註本の流布本にあたる。⁽⁴⁾『新臻註』とは異なる冠註本の形式をとり、『夾註』の本文も掲載される。その跋には、『夾註』が中峯明本(一二六三―一三二三)に参じた無隠元晦(？―一三五八)によつて将来され、春屋妙葩(一二三二―一三八八)により観応二年(一三五二)に刊行されたことが記される。ただし、その内容が深淵かつ難解であることから「読む者、憊然として巻を掩うのみ」であった。そこで冠註を付した『冠攷』を刊行したと述べる。

ここで、『冠攷』と『新臻註』の註釈について比較する。

廓門貫徹『新臻註輔教編』について(小早川)

対応箇所を太字で示すと以下の通りである。

① 『新臻註』

〔此文周易〕易上繫辭曰ク、黙而成之ヲ、不レ言而信ス、存ニ乎徳行ニ云云。周易兼義第七卷晋ノ韓康伯ガ註、唐ノ孔穎達ガ正義ニ曰ク、若シ能ク順レ理足ニ於内ニ、黙然而成就ス之ヲ闇ニ与レ理會ス、不レ須言而自信也。存ニ乎徳行ニ者、若有ニ徳行、則得黙而成之就之、不レ言而信也。若無ニ徳行、則不能然、此言ニ徳行、擲ニ賢人之徳行ニ也。前経神而明之存ニ乎其人ニ謂ニ聖人ニ也。(卷二二九右)

『冠攷』

〔此文周易等〕易兼義卷ノ七繫辭ノ上ニ云、化ノ而裁スルハ之存ニ乎変ニ。推テ而行之存ニ乎通ニ。神而明ニスルハ之存ニ乎其人ニ黙而成之、不レ言而信スルハ存ニ乎徳行ニ。晋ノ韓康伯註ニ徳行ハ賢人ノ之徳行ナリ也。順足ニ於内ニ、故ニ黙而成之也。体与レ理會ス、故ニ不レ言而信也。唐ノ孔穎達疏ニ、正義曰、若シ能順レ理足ニ於内ニ、黙然而成就之、闇与レ理會、不レ須言而自信也。存ニ乎徳行ニ者、若シ有ニ徳行、則得ニ黙而成就之、不レ言而信ニ也。若シ無ニ徳行、則不能然、此言ハ徳行ニ擲ニ賢人之徳行ニ也。前経神而明之存ニ乎其人ニ謂ニ聖人ニ也。(卷二二七左)

② 『新臻註』

〔此文孟子〕孟子ノ註疏解經第十三卷上尽心上章ニ曰ク、殺レ之而不レ怨、利レ之而不レ庸、民日遷テ善ニ而不レ知ニ為スル之ヲ者。漢ノ道氏ガ註ニ曰ク、王者道大法ニ天浩浩ニ而徳難レ見也。独リ是レ王者之功、修メテ其ノ庠序之教ヲ、又タ使シム日遷テ善、亦タ不能覚知スルコト誰ガ為スル之ヲ者ヲ、言ハ化遷テ善ニ為スル之大道ニ者也。(卷二二九左)

廓門貫徹『新臻註輔教編』について（小早川）

一八八

『冠攷』

〔此文孟子尽心等〕孟子註疏卷ノ十三上尽心ノ上ニ云、孟子ノ曰、王者之民ハ驩虞如タリ也。王者之民ハ皞皞如タリ也。殺レ之ヲ而不レ怨、利レ之而不レ庸、民日ニ遷善ニ而不レ知ニ為レ之者ヲ。註ニ覇者ハ行レ善ヲ恤レ民、恩沢暴見易レ知。故ニ民驩虞樂レ之也。王者道大法ニ天浩浩ニ而徳難レ見也。殺レ之而不レ怨、故ニ曰、殺レ之而不レ怨。庸ハ功ナリ也。利レ之使レ趨レ時而農六畜繁息無レ凍餓之老、而民不レ知、独是王者之功、修テ其庠序之教ヲ、又使レ日遷レ善、亦不レ能ニ覺ニ知誰為レ之者、言化遷レ善為レ之大道一者ナリ也。（卷二一八右）

このように『冠攷』の註釈が『新臻註』の指摘箇所を踏えていることが確認できる。

また、『冠攷』には「湛私曰」「私曰」として筆者の解釈が付される。これを『新臻註』の「愚曰」と比較し、対応箇所を太字で示すと以下の通りとなる。

① 『新臻註』

〔通猶聖〕尚書註疏第十二卷洪範曰、睿作^ル聖。伝ニ曰ク、於^レ事ニ無^レ不通、謂^フ之^ヲ聖。愚按^{スル}ニ夾註当作^ル聖ハ猶^ハ通歟。後賢思^レ之。（卷三一三右）

（卷三一三右）

『冠攷』

〔通猶聖也〕尚書註疏卷十二洪範ニ曰、睿作^ル聖。伝ニ於^レ事無^レ不通、謂^フ之^ヲ聖。○白虎通卷ノ三聖人ノ下云、聖人トハ者聖ト者通ナリ也。道無^レ所^レ不^レ通云云。○湛私曰、夾註若^シ作^ル聖ハ猶^ハ通ノ也、則可^ナラン也。蓋^シ恐剗削之誤乎。（卷二一一九左）

（卷二一一九左）

② 『新臻註』

〔与其進〕論語述而ノ編ニ曰ク、与^ニ其^ノ進^ヲ也。不^レ与^ニ其^ノ退^ヲ也。愚按^{スル}ニ与^ハ待ナリ也。（卷六一二左）

（卷六一二左）

『冠攷』

〔与其進而不与等〕論語註疏卷七述而編云、互鄉難^シ与言、童子見^ユ門人惑^ヒス。子曰、与^ニ其^ノ進^ヲ也。不^レ与^ニ其^ノ退^ヲ也。唯何甚註ニ孔ガ曰、教誨ノ之道、与^ニ其^ノ進^ヲ、不^レ与^ニ其^ノ退^ヲ云云。○朱ガ註ニ与^ハ許ナリ也。○私ニ案ズルニ云、此論語之文与^ニ夾註併読、則与^ノ字訓^レ待爾、且ッ前ノ広原教第一編ニ云、聖人皆与。夾註ニ与^ハ猶^ハ待也。具ニハ如^シ其下ニ引^カ論ノ陽貨之文也。（卷五一七右）

（卷五一七右）

『冠攷』が『新臻註』の註釈形式とともに、註の指摘箇所を踏まえていることがわかる。

以上のことから、『冠攷』は『新臻註』を踏襲した書といえる。

五 『新臻註輔教編』刊行の背景

『新臻註』の跋にみたように、長崎県天祐寺にて掛錫した際、『夾註』を三年かけて講義したことが『新臻註』刊行の契機であった。『寿昌正統録』『東臯心越章』には天和元年（一六八一）「六月、為廓門侍者、跋于輔教編」との記述がみられ、また、『新臻註』の序に「廓門首座」とみられたことから、延宝五年（一六七七）に來朝して間もない東臯に参じていたことがわかる。また、廓門は若き日に独庵玄光に参学

する。独庵は寛文八年（一六六八）から延宝二年（一六七四）に海雲山皓台寺（長崎県長崎市）の住持であった。廓門の参学はこの時期といえる。そこで、独庵への参学と東皐への参学との間に長崎県天祐寺で掛錫していたと考えられる。

廓門における独庵の影響はすでに指摘されている。⁽⁵⁾ 晩年に刊行された『護法集碎金』には次のような凡例が付される。

「一、此の集に援引する所の諸書、逐一原本に照らして文字の不足を補い、亦た書名の差誤を正す。一、光師、誤つて援する所の書、原書を検して字句を是正す。一、鄙儒の譏謗を闕くときは、即ち厥の拠る所を詳らかにして証を為す。一、間に疎漏の文字有れば本書に因つて其の欠点を補う。一、光師没後、典故を勘するに懸かること無し。其の奇僻の処、未だ免れず、校合備わらざることを読者恕れ」。この廓門の註釈姿勢は既に『新臻註』にみられていたといえる。そして、この註釈姿勢は『冠攷』にも踏襲されたのである。

廓門の『新臻註』刊行の動機についてみると、『護法集碎金』の序文では「庶幾くは凡そ百学者、是に因り自己に返照し道業を修治せんことを」、「且た後人をして愚が見聞の隘きを廓め、不足を補い有余を施さんと欲す、亦復た護法的一端ならん乎哉」と述べる。これについては梁巖南湛の『冠攷』の跋文にも「鄙意、惟うに護法禦侮に在らん乎」との記述がみられる。つまり、諸書の誤謬を原典に基づき校訂し、出典

や語義を確認し、著者の執筆意図を正確に伝えることが護法であると捉えるのである。

六 まとめ

『新臻註輔教編』における註釈を通して刊行の経緯を確認した。本書は『夾註輔教編』の最初期の註釈書であり、そこに付された厳密なる校訂・註釈は後の註釈本にも踏襲された。このような註釈姿勢は廓門にとって護法に連なるものであり、『註石門文字禅』や『護法集碎金』に通底する立場であったのである。

- 1 永井政之「曹洞宗寿昌派の成立と展開——寿昌正統録本の紹介、附年譜——」（『駒澤大学仏教学部論集』一八号、一九八七）。
- 2 拙稿「廓門貫徹とその交流について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』一四、二〇一三）。
- 3 椎名宏雄編『禅学典籍叢刊』第三卷（臨川書店、二〇〇〇）所収。
- 4 荒木見悟『輔教編』（禅の語録一四、筑摩書房、一九八一）。
- 5 吉田道興『護法集碎金』解題（『独庵護法集別冊付録』、至元社、一九九六）。張伯偉「廓門貫徹《註石門文字禅》論」（『域外漢籍研究集刊』第四集、二〇〇八）。

〈キーワード〉 廓門貫徹、近世曹洞宗、『輔教編』

（曹洞宗総合研究センター研究員）